

令和2年6月24日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

市民福祉委員会

委員長 高野 甲子雄

市民福祉委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 6月24日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、新型コロナウイルス感染症対策について執行部から報告を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、「手作りマスク de 商店街活性化」プロジェクト事業におけるマスク等の寄附件数について執行部から説明を受け、質疑を行った。

市民福祉委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第52号 魚沼市税条例の一部改正について
- (2) 議案第53号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第54号 魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例等の一部改正について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ・ 市内店舗応援「手作りマスク de 商店街活性化」プロジェクト事業について

3 日 時 令和2年6月24日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 大桃俊彦、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、森島守人、森山英敏
(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、桑原市民福祉部長、小島市民福祉部副部長、高橋市民課長、
佐藤税務課長、戸田介護福祉課長、岡部健康増進課長

7 書 記 佐藤事務局長、高橋主任

8 経 過

開 会 (10:00)

高野委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

(1) 議案第52号 魚沼市税条例の一部改正について

高野委員長 日程第1、議案第52号 魚沼市税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　これまで軽量の葉巻たばこはなかったということでそういった商品がかなり出来ているのでこのたびの税制改正という事だろうと思うのですが、これまで売り渡した店舗にあるたばこというのは従前どおりということになるのでしょうか。

佐藤税務課長　店頭にあるたばこについては、手持ち品課税という制度があります。これは、5,000本以上店舗に置いてあるときに、その差の部分の頂くという制度になります。今、軽量の葉巻たばこ、キャメルだとかそういうものが急速に増加し、紙巻きたばこの税の格差が非常に大きくなっておりますので、それを解消するための今回の改正になっております。

森山委員　たばこ税の話が出ましたのでお伺いいたしますが、魚沼市は前市長の時代に敷地内禁煙という方針を出しまして、皆さんそれを何とか守っているようですが、旧庁舎では庁舎の裏で隠れて吸っていたような話も若干聞こえておりました。新庁舎になりまして、敷地から出てたばこを吸うというのも隣近所に迷惑がかかる気がします。したがって、魚沼市には数億円のたばこ税が入ってきておりますので、やはり敷地内にきちんとした喫煙所を設けてそこで喫煙していただくというほうが、こそこそと変なところで吸っているという話が出てくるよりは良いのではないかと思っておりますが、そういった方向に改善するといった考えはありませんか。

佐藤市長　おっしゃるとおり、愛煙家もいるわけですが、庁舎内、敷地内は禁煙ということで、調査はしてありませんが職員は喫煙をしていないというように認識していますが、一般の市民の皆さん方が来られた時に、くわえたばこのようなものがあってもあまり格好良いものではありませんので、その辺をどうしようかと考えていかなくはないと思いますが、いずれにしても市内の医師会の皆さんも絶対に認めないという話もいただいておりますので、健康とたばこの両立はなかなか難しいところもあろうかと思いますが、敷地外にそういった喫煙所ができれば良いのでしょうかけれども、なかなか難しいところでもありますので、課題として捉えさせていただきたい。今後の検討課題として承っておきたいと思っております。

森山委員　市長が今のところその気がないというお話でございますが、せっかくこんなに良い庁舎ができて、回廊は非常に風通しも良いですし、密閉空間にはなっていませんので、あそこの一部に灰皿等を置いて、ここなら良いですよ、位のほうが私は市民サービスから言っても妥当ではないかと思っておりますので、ぜひとも再検討いただきたい。

佐藤市長　先ほど医師会の話もありましたが、市内の医師会の先生方は健康ということを押えており、そちらの面から「禁煙のまち」を掲げておるので、今後の課題とさせていただきます。

関矢委員　葉巻たばこは紙巻きたばこと比べて安価ということでかなり人気が出てきているという話を聞いておりますが、この税条例の改正によって魚沼市にたばこ税の増収があるのかないのかお聞きしたいと思います。

佐藤税務課長　換算した後に申告されるため、魚沼市で現在軽量の葉巻たばこがどれほど売れているかについては分かっておりませんが、近年人口減、健康志向によりたばこを吸う本数が市内でどんどん遡減している中であっても、最近行われているこの税の改正に伴って昨年も本数は減りましたが税収は増えておりますので、当然反映されるものと考えてお

ります。

関矢委員 たばこ税は本来紙巻きたばこや葉巻たばこについても1グラム1本いくらという課税だったと思うのですが、今回の改正の中で1本あたり、重量が0.7グラム未満の軽量たばこと呼ばれているものについてはそのまま紙巻きたばこの0.7本に換算するというようになっています。確かこれ国の税制改正ではこの10月1日から令和3年の9月30日までの時限立法になっているかと思いますがその辺についてはいかがでしょうか。

桑原市民福祉部長 時限立法ということではありますが、この時限が切れた後に、今度は本則課税に変わるという事で聞いております。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第53号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について

高野委員長 日程第2、議案第53号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 この条例改正は、今までの通知カードが5月25日で廃止となったわけですが、そのことによって改正されるというように理解してよろしいのでしょうか。

桑原市民福祉部長 お見込みのとおりです。

関矢委員 通知カードが廃止になって、今後は個人番号通知書によって番号が通知されるということですが、今まではこの通知カードを紛失した場合は再交付ができたわけですが、この個人番号通知書は再交付ができないというように聞いておりますがいかがでしょうか。

桑原市民福祉部長 個人番号通知書については再交付できません。加えて、個人番号について申し上げますと、住民票にも希望すれば個人番号を載せることもできますのでそこで確認することは可能であります。

関矢委員 個人番号通知書をなくしてもマイナンバーカードの申請はできますか。

桑原市民福祉部長 個人番号通知書をなくしても、それから通知カードが廃止された場合においてもマイナンバーカードの申請はできます。

関矢委員 本日の新聞にもありましたが、6月1日現在で全国でマイナンバーカードの申請が16.8%とのことですが、当市におけるマイナンバーカードの交付率はどの程度か分かりますか。

桑原市民福祉部長 マイナンバーの交付率は、14%弱であります。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

し) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第54号 魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例等の一部改正について

高野委員長 日程第3、議案第54号 魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 貸付金等の利率が、今度はすべて法定利率で計算した額ということで条文が変わる訳なんですけど、これまで年10%だとか7.3%だとかということでもかなり高い利率設定がされていました。これ、要は延滞のペナルティを含めての考え方があったのかと思うのですが、今後法定利率ということになりますと、その辺がなくなってくるのかなと感じるのですがいかがでしょうか。

小島市民福祉部副部長 10%の根拠ですが、合併前の旧町村の延滞金利率がほぼ10%であり、そちらに統一したということでありまして、ペナルティという意味合いではありません。

佐藤委員 そうすると今まではペナルティという考え方がなかったということでしょうか。

小島市民福祉部副部長 合併当時のことになりますので、ペナルティが含まれているかどうかということまでは承知しておりません。

佐藤委員 他の条例も今回かなりの部分で法定利率に直っている部分が出ておりますが、今ほとんどゼロ利率、銀行からお金を借りても数パーセントという時代になってきて、これがずっと10%や7.3%が残ってきていたということ、これどこで見直さなくてはならなかったのではと思うのですが、国などの指導があってこれまで改正がされなかったということなのかどうか、その辺いかがでしょうか。

佐藤市長 国の税制改正については、市町村にそういった指導はありませんので、我々のほうで利率を決定するという事なのだろうと思いますが、いずれにしても通常の利率とペナルティ部分というのは別に考えるべきと思っております。国は法定利率で統一したほうが良いということなのだろうと思いますが、これはおそらく金利の変動も含めて国が定める利率を超えないところで法定利率を計算したという事になるかと思っております。これが各自治体の公平性を保っているのだと思っておりますので、この改正によってどの市町村においても同じような取扱いになりますので、逆に言うとうれしい。変動利率も含めて我々で利率を計算しなくても法定利率の一言ですべて調整できるという形になると思っておりますのでその様にご理解をお願いします。

佐藤委員 条例の附則において、条例の適用日より前に残っている部分については従前の利率を適用するという事になっています。該当する方に対する軽減措置というようなことは今後検討しますか。

桑原市民福祉部長 今のところは考えておりません。

佐藤委員 遡及適用についてですが、現状これが適用される方というのはどの程度いらっしゃいますか。

桑原市民福祉部長 障害者住宅整備資金それから高齢者住宅整備資金いずれも金利の関係もあり、最近では貸付の希望者はございません。両資金とも合併以降貸付の実績がない状況が

続いておりまして、返済の部分だけとなっております。

佐藤委員 合併以降希望者がいないということだと、では十五、六年前のものがまだ残っている方がこの条例に係るということになるのでしょうか。

桑原市民福祉部長 現在も条例は生きておりますので、希望があれば当然ながら貸付は行います。ただ今現在、この両資金については合併以降貸付がなかったということでございまして、それ以前に貸し付けた方、要するに合併前に旧町村で貸し付けた方の償還部分が対象になるということでございます。

関矢委員 高齢者住宅、また障害者住宅の延滞金にこの10%が該当している方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。

小島市民福祉部副部長 高齢者住宅は4件が対象となっております。障害者住宅は1件であります。

関矢委員 この4件と1件については、このまま延滞金の利息は10%でいくということでしょうか。

小島市民福祉部副部長 はい、そのとおりであります。

関矢委員 この条例を改正して、新たにこの4月1日から延滞金が発生した方については法定利息になるという事だろうと思いますが、今の法定利息が何パーセント分かりませんがかなりの差があるかと思えます。その辺の救済というか変更はしないという先ほどの話しでしたが、もう一度確認をさせていただきたい。

小島市民福祉部副部長 現在のところそのような措置はございません。

関矢委員 合併前からということで、だいぶ前から借りておられるようですが、どれほどの残金がある程度の延滞金がかかるか分かりませんが、やはり法定利息と年利10%ではかなりの格差があると思うんですよ。ここはやはり是正するよう考えていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

桑原市民福祉部長 その辺も含めて今後の検討課題とさせていただきます。

関矢委員 法定利率にしたということで、今度は利率が変わった時に一々条例を改正しなくても済むということですが、この法定利率が国のほうで変わってその利率を与える起算日というのは利率が変わってからどのくらいの余裕があるとか、その日まで遡及するのかその辺をお聞かせ願いたい。

桑原市民福祉部長 あくまでもその法定利率が変わった時点、示された時点で計算が始まるものと解釈をしております。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第54号 魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで市長は都合により退席となりますが、退席前に委員の皆様から市長に対して何かございませんか。(なし) これで市長は退席いただきます。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:27)

再 開 (10 : 29)

(4) 所管事務調査について

・新型コロナウイルス感染症対策について

高野委員長 休憩を解き、会議を再開します。日程第4、所管事務調査についてを議題とします。議題に入る前に一言申し上げます。委員長の私が、「新型コロナウイルス関連」については市議会感染症対策支援本部で窓口を一元化して取り組むもの、というように理解していたため、これまで市民福祉委員会で新型コロナウイルスに関する所管事務調査を行ってきませんでした。この点については、委員長として効果的な委員会運営ができなかったことをお詫び申し上げます。これまで全員協議会や市議会感染症対策支援本部会議の場などで執行部から説明、報告を受けてきましたが、それでは不足する部分もありますので、本日は所管事務調査として「新型コロナウイルス感染症対策」のうち、特に市民福祉委員会の所管に関連する「医療体制」や「感染症の検査体制」等を中心に、質疑を行いたいと思います。まずは、事前に私から執行部に資料の提供を求めておりましたので、委員の皆さんに配付させていただいた資料について、執行部から説明を求めます。

岡部健康増進課長 (資料「新型コロナウイルス感染症対策について」により説明)

高野委員長 ただいまの説明について質疑等はありませんか。

森山委員 魚沼市はいつ頃になればPCR検査センターが開設されるのですか。

岡部健康増進課長 今現在はいつということははっきり言えない状況です。保健所と地域の医師会と当然市にも相談や要請があって、場所・人・物の準備が整ったところからと聞いております。

森山委員 県内ですと、新潟、長岡、上越辺りはすぐにでも整いそうな話があるのですが、そこに市が持っていくというやり方にはならないのでしょうか。

岡部健康増進課長 市単独でできるというところではありませんので、今後も県と情報共有をしながら協力できることをしていくということになっています。

森山委員 そうすると県から、例えば10月頃になったら魚沼市も新しい仕組みでどこかで検査を受け付けますよ、というように県のほうから指示がなければそれまでは従来のおりのやり方でやっていくという、こういうことでよろしいですか。

岡部健康増進課長 はい、そのように承知しております。

関矢委員 最近国がやっている携帯電話のアプリがありますよね、濃厚接触の疑いがあるという結果が出た場合はPCR検査を受けられるということなんですが、そうなった場合はどのようにしたらよいのですか。

岡部健康増進課長 アプリの提供が2、3日前に始まったかと思うのですが、そちらについての流れについてはまだ保健所から具体的な指示が来ておりません。ですので、ここではまだお答えできません。

関矢委員 アプリには少し不具合があるようですが、多くの国民がアプリを入れているようです。市民もアプリを入れている方がいらっしやると思いますので、その辺をしっかりと早目に決めていただいて、どうやったらPCR検査をすぐに受けられるかということを広報していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

岡部健康増進課長 保健所にも連絡をさせていただいて、情報共有をしてしっかりと確認をしたいと思います。

佐藤委員 PCR検査センターが今後整備されるとのことなんですが、設置者はどこになりますか。

岡部健康増進課長 新潟県が設置することになります。

佐藤委員 海外ではPCR検査がかなり簡単にできると聞いています。日本ではなかなか検査体制が整っていないということなんですが、原因はやはり検査できるところが地方衛生研究所といった限られたところに検体を送らないと検査できないという、検査できる場所が限られるという事があって、検体を取ってもすぐに検査に回せるのが数量的に限界があると話を聞いています。それを解消するためにある程度大きな病院だとか検査室を持っているところに検査機器を整備して、そこで検体採取から検査まで一連でできるような体制をつくるといった動きをしている県がかなりあるようですが、新潟県ではそういった情報は来ておりませんか。

岡部健康増進課長 具体的な情報について県からは来ておりません。

佐藤委員 なぜPCR検査の体制が今まで日本になかったのかというと、インフルエンザの簡易キットというのがものすごく普及していて、検査機関に持ち込まなくても検査ができる。要は開業医の先生が簡単に検査ができるということで、海外ではそういった簡易キットがなくて検査機関にそれぞれ持ち込んでいたということでそういった検査体制がかなり普及したという話を聞くんですが、同様に簡易キットというのが出てきたらこのPCR検査というのはかなり楽になってくるんだろうと思うのですが、県で設置するPCR検査センターではこの検体を採取するところを整備するという事だろうと思うんですが、今現在、県内での検査可能件数、この地方衛生研究所で処理できる件数というのは何件と聞いていますか。

岡部健康増進課長 後ほど資料を確認してご報告したいと思います。

佐藤委員 今後台湾への渡航が可能になる協定ができたということで、その条件としてPCR検査を受けてその証明をもらわないと渡航できないといった条件があるのですが、その証明を取得するための検査についてはこの検査体制のフローの中にはないんですよね。そういった場合の指示は来ておりますでしょうか。

岡部健康増進課長 まだ県からは通知が来ておりません。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)それでは委員長職を副委員長と交代します。

大桃副委員長 高野委員の発言を許します。

高野委員 介護従事者、理美容、清掃従事者も接触を避けては事業が成り立ちません。これらの事業所への支援、従事者への手当等の支援策は考えていますでしょうか。

桑原市民福祉部長 今、介護従事者というようなお話もありましたが、人との接触を伴う職業ということでいいますと他にもマッサージやリラクゼーションですとかサービス業を中心に様々な業種があります。仮に特殊手当の制度を設けるにいたしましても対象の職種の線引きを行う事が非常に難しいというところもございますので、現在のところご質問の支援策については考えておりません。しかしながら、質問の趣旨については理解できますので今後の参考とさせていただきます。

高野委員 清掃業はライフサイクルの重要な位置にあると考えています。感染の危険性が最も高い作業ともいえますので、マスクや手袋などの防護具の支給などの支援策は取られた

のかどうか。

桑原市民福祉部長　感染の危険性というところの職業でいいますと、ほかにもいろいろと挙げられると思います。この場で清掃業だけ取り上げてそこだけに支援するということは現在考えておりませんし、防護具の支給についても今のところは予定しておりません。

高野委員　仮定の話になりますが、感染者が出てその方が自宅療養となった場合、生活ごみの収集にも感染拡大の課題が出ると考えられますが、市民への周知も含めて分別収集などの対策は考えていたのでしょうか。

桑原市民福祉部長　市民への周知でございますが、ごみの関係でいいますと4月25日号の市報折り込みで感染症対策として家庭でのごみの分別、ごみの収集についてお知らせをさせていただいたところでございます。新型コロナウイルスだけではなくて、清掃業務については様々な菌ですとか病原体による感染リスクにもさらされていますので、そちらへの対策も含めて業務を受託いただいているものと思っております。事業継続に向けたごみの持ち込み自粛といった部分につきましても今ほど申し上げた4月25日号の市報折り込みで周知をさせていただいたところでありませう。

高野委員　介護施設で感染者が出ると大変なことになると報道でも出ていましたけれども、その辺の対策についてはどのようになっているのか伺います。

桑原市民福祉部長　介護施設の場合でいいますと、厚生労働省からマニュアルが示されておりまして、そちらのほうに基本的な考え方が掲載されています。いずれの施設におきましてもそのマニュアルに沿った対応をされているというように認識しておりますが、そのマニュアルによってたとえば感染者が出たあるいは感染が疑われる方が出たという施設については、市と保健所に連絡を入れるというかたちになっております。したがってその後については保健所の指導、調査に基づいて対応をするという様に捉えております。

大桃副委員長　それでは委員長職を委員長と交代します。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員　魚沼医療圏の中でコロナ患者が発生した場合、基幹病院に感染症病床が4床であるということでそこで一番に対応するということですが、クラスターが出た場合に備えて、基幹病院を含めて市内の病院にベッドの確保という要請が来ていたのではないかと思います。市立小出病院についてその辺の対応が取られたのか、またベッドの稼働状況のようなものが分かりましたらお聞かせいただきたいのですが。

岡部健康増進課長　コロナに関する医療については、県の医療調整本部のほうで対応をしております。感染症病棟としては36床登録されているのですが、当然それでは足りないということで県のほうでも県内の各医療機関と調整しまして今は411病床の確保ができていますという事で発表されています。ただ個々の病院で何床というところについては公表されておりません。また、小出病院の病床稼働率につきましても、理事会等での報告では、コロナが始まったのが2月末ということでそこまでの影響のお話はなかったと承知しています。

佐藤委員　まだ大変な状況になっていなかったということで数字的にはまだ出てこなかったのかもしれませんが、当初の体制として市立小出病院におきましてもそういった方が来た時に対応するための救急外来として外にテントを用意したり、動線についても職員も含めてどう動くか、一般患者、外来を通さないようにするとか、いろいろなことを考えて計画が作られていたようです。臨戦態勢だというような話をされていたときもあったのですが、現状はかなり落ち着いて普段の病院というように最近は見えるのですが、そういった

体制を一時期取られていて今現在もテントは立ったままになっているということで市立小出病院の体制が今現在どのようになっているかといった情報は市には届いていないということでしょうか。

岡部健康増進課長　　テントが立っているのは私も承知しているのですが、今現在コロナ対応のために病床を空けてあるとかそういう話までは聞いておりません。

佐藤委員　　高齢者施設でクラスターが発生する事例がテレビでも報道されています。その備えというようなことで市内でも民間の方々がそういった事業をされているわけですが、クラスターの発生があった場合、施設にお世話になっている利用者さんたちをほかの施設に振り分けるだとか、対応策のようなものは検討されているのでしょうか。

桑原市民福祉部長　　具体的にそれぞれの法人から報告はきておりませんが、一つの法人で複数の施設を抱えているところもございますので、そういったところについては法人の中で職員の配置ですとかそういったところについては融通いただけるものと認識しております。詳しいことについては介護福祉課長から説明させます。

戸田介護福祉課長　　今ほど部長が申し上げたとおりでございます。万が一施設で罹患者が出た場合につきましては、病院へ搬送というケースもありましょうし、濃厚接触の疑いという方につきましては、その方が個室でない場合は個室を確保して対応するよというように先ほど申し上げた厚労省から出ているマニュアルにも載っておりますので、施設のほうもそのように対応する予定となっております。

佐藤委員　　施設で介護されていると利用者もそうなんですが、施設の従業員の皆様方が濃厚接触者に数えられた場合、当然検査したり陰性が確認されるまでは自宅で待機するなり、また施設で待機なりといった措置がとられると思います。いくつかの施設を持っておられるところについては人間を融通してできるというようなことではありますけれどもそういったのが一箇所でも出ればその施設はおそらく閉めなくてはならないだろうと私は思うんですよ。で、そうなったときは、入所している方については先ほど言われましたけれども大部屋から個室に移すといった対策で様子を見るというのは一つの方法なんですが、デイサービスのようその日その日で変わるような利用者についてはどこかへ振り分けの対応ができるのかどうか。そういったサービスも継続は必要だと思うんですがそういった体制がとれているかどうかについてお伺いいたします。

桑原市民福祉部長　　施設で感染症が発生した場合であります。厚労省からの通知に基づきましてまず保健所が調査に入ることになります。状況によっては通所系ですとか短期入所系、そういったところについては県から休業要請が出される場合もございます。ただ、入所施設や居住系サービスの部分については、それに当てはまりませんので、これからの課題になるかと思うんですが、どのような対応をするかについては今後具体的に調査に入らせていただきたいと思っております。

佐藤委員　　今後の課題ということなので、その辺は分かりましたけれども、市内そういった高齢者施設だとかいろいろなところがあります。そういった方々と合同で情報交換などを市で率先して取り持っていくべきだと思うんですがその辺の考え方についていかがでしょうか。

戸田介護福祉課長　　おっしゃるとおりであります。コロナの影響がここまで大きくなる前の3月、2月頃だったと思いますが、市も事業所の方を集めて保健所の方を講師にコロナ対応の研修会を開催しました。ただその後につきましては、こういう状況でもございました

ので、なかなか一堂に集まるということができない状況にございました。先日ですが、小出病院の地域医療魚沼学校の「楽語り講座」でZOOMを利用して、Web方式でコロナ対応についての研修会を開催し、私どもや関係機関、事業所の方々が参加いたしました。また機会を見つけてそういったものやっけていきたいと考えています。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) それではこの件については以上といたします。

(5) 閉会中の所管事務等調査について

高野委員長　日程第5、閉会中の所管事務等調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(6) その他

・ 「手作りマスク de 商店街活性化」プロジェクト事業について

高野委員長　日程第6、その他を議題といたします。執行部から報告事項等はありませんか。
桑原市民福祉部長　(資料「市内店舗応援「手作りマスク de 商店街活性化」プロジェクト事業」により説明)

高野委員長　質疑はありませんか。

関矢委員　国から配付されたアベノマスクと言われるマスクはここにきてかなりだぶついている状況です。私ども議会から執行部へ要望書として、未使用で不要のマスクを寄付する場所、受付場所を設置して欲しいという要望を出していたのですが、それについてどのように検討されたのかお聞かせ願いたい。

小島市民福祉部副部長　内部で色々と検討させていただいたんですが、政府が配付するマスクについて市が回収してまた再利用するというよりも、社協さん等を通じて集まったものをまた利用するという形態を取りたいということで確認しております。

関矢委員　そうすると市から社協へ、社協で受け付けられないか、そういう方法を取れないか、というお話はされたわけですか。

小島市民福祉部副部長　社協と現在検討中であります。

関矢委員　社協とはまだ検討中ということで、受付場所を作ったという話ではないんですね。

小島市民福祉部副部長　社協では今現在もマスクの寄付というのがあるそうで、受け付けてはおるそうですが、まだそういうボックスのようなものの設置はしていないということです。

関矢委員　民間でも不要のマスクを寄付いただいているような事業所もあるかと思うんですが、先般それを使って店の割引をしたら国からそれは古物商の免許がないとだめだと警告され、できなくなったということがあります。ですので、社協でやられているのであればぜひそれをしっかりと市民に周知して頂きたい。アベノマスクは小さくて使い勝手が悪いという話もありますし、市も備蓄のマスクを全部出してしまったと思います。そんな

中で、今後の第2波、第3波のためにも、そういうことをやるということを周知してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

小島市民福祉部副部長 検討させていただきたいと思います。

高野委員長 委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。

佐藤委員 今後の委員会で取り上げていただきたいのですが、介護保険計画だとか障害者計画がコンサルにそれぞれ発注されており、納期が年度末になっているかと思いますが。出来上がって形になる前にやはりしっかりと中身について委員会に諮って検討させていただきたいのですが、その辺委員長から取り持っていただきたくお願いしたいのですがいかがでしょうか。

高野委員長 委員長のほうで対応したいと思います。

佐藤委員 廃棄物処理の関係なんですけど、エコプラント魚沼の長寿命化の設計に入っていると思うのですが、かなりのところに手を加えないとそのまま使っていけないのかどうか、現状について今ご報告できるようなものがあれば教えていただきたい。

桑原市民福祉部長 長寿命化計画につきましては、去る2月に二市一町の新ごみ処理場の建設について白紙になったということがございます。それを受けまして、建設候補地の選定も含めまして当初の予定どおり進まなくなっております。仮に場所がどこに決まるにしてもスケジュールの見直しは避けられないということもありまして、そうなりますと今稼働しているエコプラント魚沼については少なくとも当初の計画よりも長く使わなくてはいけない、そういう状況になってきます。その上で、長寿命化計画を立てて計画的に修繕・補修等を行って保守をしていくそのために今回の発注させていただいたものでございます。

佐藤委員 市とすれば何年位この先使えるように計画して欲しいとか、そういった中身について話をされて設計をお願いしているんだらうと思うのですが、かなり大規模な改修になるんだらうかと想像します。要求事項というか、どういったところでコンサルをお願いをしているのかその辺の話をお聞かせいただきたかったなと思うのですが。

桑原市民福祉部長 先ほども申し上げましたようにいずれは新しい処理場を建てなければいけないところが前提でございます。その上での現施設の長寿命化計画ですのでそれほど長期間に渡ってという話ではございません。あくまでも現施設の現在の能力を落とさずに行っていく上で必要な部分ということでとらまえております。したがって期間の詳細について今手元に資料がないこともありましてお答えできませんけれども期間についてはそれほど長期にわたってというものではありません。

佐藤委員 新しい施設ができれば現施設は使う必要がなくなるわけなので長期間ではないことは分かるんですけども、全く次の用途が立たない中で10年だとか15年だとかやはりある程度区切って、このままだったら使うには限界がありますし、前回の大規模改修からもう10年経ちますよね、それを踏まえた中であと10年使うためにどこまでしなくちゃ駄目だとかそういったことについて今後委員会で調査していければと思います。要望です。

高野委員長 この件については、少し詰めた議論をしなくてはいけないと思いますので、本日はこれまでとさせていただきます。

森島委員 委員会の持ち方というところで委員長にお願いと質問をさせていただきます。今ほど佐藤委員からも広域ごみ処理施設建設の進捗状況についてのお話もありましたが、ここに市民福祉委員会の課題ということで私どもに資料が配付されております。これが我々

に与えられた令和元年度からの引継ぎ事項であろうと思っておりますが、さきほど委員会の持ち方について委員長からお詫びがありました。その中で日程第5の閉会中の所管事務調査についてまた申出をすることです。私どもは第1回のときにも申出をしながら、第2回の定例会の初日に3常任委員会の中で2つの委員会が委員会報告をし、私どもはこれほどの課題がありながら、一つも委員会を開催しなかった。私ども委員も当然委員会を開催すべく委員長に申し上げれば良かったわけですがけれども、委員長と副委員長はこの間、新型コロナ感染症対策、特に私たちの主管であります健康増進課は本部の事務局であります。そういう中で、産建の委員長は一般質問でも、委員会を開きたいけれども開けなかったというような、がんばったけれども1回しかできなかった、それも正式ではない部分もあったように聞いております。そういった中で、委員長としてこれだけの課題がありながら、またコロナ対策をしなければならぬ主管の私たちが少し動きが遅いのではないかと、私はそういうふうに思うわけですが、委員長にお聞きしますが、この間、閉会中の申出がありながら委員会をしなかったということについてどう思うように考えておられますか。

高野委員長 冒頭で申し上げたとおり、このコロナ関係については対策支援本部で一元化して対応するというように理解をしていましたので、またコロナの影響で視察等もできずに結果的に委員会を開かないでしまったというかたちになっています。今お配りしました課題の一覧表の中に新型コロナ感染症対策について新たな項目として挙げたいということの後提案しようと考えておりました。大きな課題がたくさんありますのでこれについてはまた進めていきたいというように考えております。

関矢委員 私も委員長に質疑をさせていただきますが、今ほど森島委員が言われたように私どもの所管、市民福祉部がこのコロナ対策については本部の事務局になっているわけです。それを所管している私ども委員会の委員長が先般の議会報告会実行委員会の中で、今回の報告をすることに反対だったという話を聞いております。コロナに関連した大事な議論をこれだけして、その内容を市民に伝えて、また市民の意見を聞かなきゃならないこの時期に委員長が反対した理由をお聞かせ願いたい。

高野委員長 人が多く集まることについては自粛かなということで、また違った方法での周知のほうが良いと考えました。

関矢委員 コロナ感染が心配だから反対だという事だと思いますが、この7月から市長も市民対話集会を再開するわけです。なぜかというよりはやはり今まで休んできた中で市民がどのような思いをしているのか情報収集するためです。議会も今どの様な事がされているのかを報告し、市民がどう思っているのかを聞くことは我々の仕事なんです。確かに感染を心配されるのも分かりますが、それはやり方があると思います。大きな会場で人数制限をするなり、また今まで6箇所やっていたのを1箇所なり2箇所にするとかそのような方法で私はぜひやるべきだと思いますが再考する考えはありませんか。

高野委員長 関矢委員の意見についても十分分かりますので、それについてはしっかりまた考えていきたいというように思っております。その他、皆さんから何かありませんか。(なし) それでは、市民福祉委員会の課題についてであります。先日の議長・委員長会議で委員長就任当時に作成した課題の進捗状況について報告しましたので、皆さんにも資料として配付させていただきました。今後はこの表に基づいて課題の進捗管理をしっかり行いたいと思います。新型コロナ感染症対策については新たに項目を起こした方が良く考えましたのでそのようにさせていただきます。本日の会議録の調製については委員長に一任

をいただきたいと思います。本日の市民福祉委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (11 : 22)